

京都市告示第 274 号

介護保険法（以下「法」という。）第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者から、法第 78 条の 5 第 2 項及び法第 115 条の 15 第 2 項の規定に基づき、当該指定に係る事業所の廃止について、次のとおり届出がありました。

平成 21 年 10 月 9 日

京都市長 門川 大作

1 届出者の名称

株式会社ニチイのほほえみ（代表取締役 大場 健介）

2 届出者の主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地

3 廃止する事業所の名称

ニチイのほほえみ大津仰木の里

（介護保険事業所番号 2590100125）

4 廃止する事業所の所在地

滋賀県大津市仰木の里三丁目 5 番 20 号

5 廃止する事業所のサービスの種類

認知症対応型共同生活介護，介護予防認知症対応型共同生活介護

6 廃止年月日

平成 21 年 9 月 30 日

7 備考

本件事業所の廃止は、平成 21 年 10 月 1 日からの「株式会社ニチイ学館」との法人合併によるものである。

（保健福祉局長寿社会部介護保険課）